

# 伊佐市農業委員会 9 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 28 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 02 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (24 人)

会 長 13 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
3 番委員	9 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
5 番委員	12 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
6 番委員		5 番推進委員	13 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	14 番推進委員
		7 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 6 番委員 7 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
本年も後1ヶ月となりました。また、今インフルエンザが流行っていますので、体に気を付けて活動をしていただければありがたいと思います。  
本日は11番農業委員が欠席で、出席者は11名で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
6番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。  
資料は1ページから3ページになります。  
農地法による解約が1件、田1筆です。農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が6件、田6筆、畑3筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の

うち、所有権移転について説明いたします。

4ページをご覧ください。

番号1番、2番の譲渡人は同一人で、兵庫県宝塚市宝梅二丁目に居住されている THさんです。

番号1の譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている認定農業者の OTさん48歳です。繁殖牛11頭を飼養し、田31,598㎡、畑2,407㎡、合計34,005㎡を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字川原田429番の1筆で、地目は田、地積は2,054㎡で、大口中央中学校から東へ約700mに位置し、良く管理された田です。

続きまして、番号2の譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている認定農業者の MMさん47歳です。タバコ、水稻を耕作されており、経営面積は田77,323㎡、畑2,562㎡、合計79,885㎡です。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字横石1229番1外1筆で、地目は田、地積は合計3,100㎡で、大口中央中学校から北東へ約800mから1kmに位置し、良く管理された田です。

続きまして、貸借について説明いたします。

8ページをご覧ください。

期間は3年から30年で、面積は田48,088㎡、畑11,313㎡の計59,401㎡です。利用権を設定する者の数20名、利用権の設定を受ける者の数14名です。

土地の詳細につきましては、5ページ番号1から7ページ番号20のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号8番は取下げ申請が提出されました。

整理番号1番から12番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番、2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番、2番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

1番、2番の申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

1番の渡し人 SKさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は97歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字馬場ノ元647番外7筆で、地目は田、地積は合計11,995㎡で所有権移転売買であります。

2番の渡し人 KTさんは、鹿児島市西伊敷四丁目に居住され、市外住民で年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸369番1で、地目は田、地積は1,416㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、223,733㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る11月23日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は65歳です。  
渡し人 ASさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は88歳です。  
申請地は、伊佐市大口原田字西原431番1外1筆で、地目は畑、地積は合計908㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、10,380㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 KKさんは、埼玉県越谷市神明町に居住され、年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字四反田2462番1で、地目は田、地積は895㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は7,948㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る11月25日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 YYさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 THさんは、兵庫県宝塚市宝梅に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字瓦部石476番外1筆で、地目は田、地積は合計1,663㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は25,518㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mから500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る11月23日に現地調査を行いましたので、私6番が報告をいたします。

申請人 TAさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は89歳です。

渡し人 NNさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字上前田817番外1筆で、地目は田、地積は合計838㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は6,709㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約12kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る11月21日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 KTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 NNさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口里字湯ノ上347番外1筆で、地目は田と畑で、地積は合計2,943㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は今回の取得分2,943㎡合わせ5,908㎡になり取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は、NTさんから借用するとのことです。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る11月19日に現地調査を行いましたので、事務局が報告をいたします。

申請人 NHさんは、始良市西始良一丁目に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 OEさん外2名は、愛知県岡崎市東蔵前町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口山野字紙漉1292番で、地目は田、地積は2,121㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は4,472㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番、11番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番、11番については譲受人が同一ですので一括で報告します。

去る11月19日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたします。

申請人 株式会社 Y 代表取締役社長 SMさんは、伊佐市大口宮人に所在する新規の農地所有適格法人です。

10番の渡し人 OSさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字谷川627番28で、地目は畑、地積は3,165㎡の所有権移転売買です。

11番の渡し人 NHさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字谷川627番19で、地目は畑、地積は405㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は今回の取得分3,570㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号12番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番について、去る11月22日に現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたします。

申請人 (有) R Iさんは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。

渡し人 GYさんは、始良郡加治木町木田に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口里字竿境2259番で、地目は田、地積は594㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は475,670㎡で取得可能面積であります。農業従事者は17名で、通作距離は約6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「はい」という声、多数あり。)



6 農 業 委 員 事 務 局	番 号 番 号 9 番の通作距離はどれくらいですか。
8 農 業 委 員 事 務 局	番 号 Nさんは親戚の方がこちらにいますので、畑はその親戚の人が耕作されているのではないですか。
議 長	申 請 申請を受け付けた際には、代理人である行政書士さんの聞き取りでは、Nさんがこちらに農地を持っており、現在耕作されていると聞いたおります。
議 長	番 号 番号 8、9 番については、譲受人が同一になりますが、番号 8 番は取下げ申請が提出されていますので、今、8 番委員から話があったこと事実なのかどうか、今回 9 番は保留にして事務局で事実確認をするということでしょうか。
議 長	外 外にないでしょうか。
議 長	なし なしということですので、お諮りいたします。 整理番号 1 番から整理番号 1 2 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。ただし、番号 9 番については保留ということになります。
議 長	全 員 (全員挙手)
議 長	全 員 全員挙手。 よって整理番号 1 番から整理番号 1 2 番については許可が決定いたしました。
議 長	議 案 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 1 2 件について、1 件の取り下げ、1 件の保留、1 0 件の許可が処分決定しました。
議 長	議 案 議案第 3 号
議 長	議 案 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番  
農 業 委 員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月22日、S行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番2、地目は畑、地積は411m<sup>2</sup>です。

農地区分は第1種農地で、集落接続施設の農地となっており転用目的は貸家住宅として利用となっております。

所在地は、マルイ食品の北約100mに位置し、現況は畑で東側は宅地、西側は畑、南側は道路、北側は雑種地であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

転用目的は貸家住宅となっておりますが、隣接農地については盛土を行う、防護柵を設けるなど、被害防除計画に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る11月22日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>申請人 I Yさんは、霧島市国分向花町に居住され、年齢は72歳です。申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島436番115、地目は田、地積は87㎡です。</p> <p>農地区分は第3種農地で、転用目的は通路として利用となっております。所在地は、大口高校から西へ約700mに位置し、南側は田、東側も田、北側は道路、西側は田であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>転用の理由として、図の南側の田2555番4を第5条の整理番号3で、住宅転用申請との関連があります。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員 いてのうち、整理番号3番について、去る11月22日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人 TKさんは、薩摩川内市城上町に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字長迫436番115、地目は畑、地積は1,082㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は山林となっていますがクヌギが植栽してあります。

所在地は、曾木の滝公園から北西へ約1kmに位置し、東側は畑、西側は道路、南側は山林、北側は畑であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、現況が植林地であるため始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について申請件数3件について、3件が処分決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて、整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番  
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月22日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、2番推進委員、14番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、大阪府中央区道修町一丁目に所在する 株式会社 E 代表取締役 KKさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている KH さんで、年齢は64歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1307番2で、地目は畑、地積は2,050㎡であります。

所在地は、九州電力変電所から西へ約500mに位置しており、南側は山林、東側も山林、北側も山林、西側は山林を挟んで道路で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

		よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る11月22日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、9番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する 株式会社S 代表取締役 MS さんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈田中に居住されている KMさんで、年齢は84歳です。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番22で、地目は畑、地積は1,954㎡であります。</p> <p>所在地は、楠本川溪流自然公園から南西へ約700mに位置しており、南側と西側は道路、東側は集会施設、北側は雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る11月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている HYさんで、年齢は42歳です。

譲渡人は、霧島市国分向花町に居住されている IYさんで、72歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2555番4で、地目は田、地積は328㎡であります。

所在地は、大口高校から西へ約700mに位置しており、東側は雑種地、西側は田、南側は宅地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。</p>
12番 農業委員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月22日、申請人の代理人 N 行政書士立会いのもと、2番推進委員、14番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、霧島市国分郡田に居住されている TMさんで、市外住民で年齢は36歳です。</p> <p>譲渡人は、北九州市八幡西区皇后埵町に居住されている ANさんで、市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字永羽諏訪3040番で、地目は畑、地積は851㎡であります。</p> <p>所在地は、菱刈中学校から東へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われれます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数236枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>



		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る11月22日、T行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口山野に所在する 株式会社 I 代表取締役 KMさんで、一般法人です。 譲渡人は、大阪府箕面市西小路三丁目に居住されている YTさんで、市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は駐車場となっております。 申請地は、伊佐市大口山野字横共4152番3で、地目は畑、地積は367㎡であります。 所在地は、山野小学校から西へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われまます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。  (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
- 議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。
- 議長 その他。事務局お願いします。
- 事務局 総会資料の23ページをお開きください。11月の月例報告をします。  
7日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
20日、地区別農業委員会最適化推進会議が霧島市のみそめ館で開催され、事務局職員を含め16名が出席しました。  
22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第9回農業委員会の総会です。  
12月の行事予定ですが、5日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。  
12日、始良伊佐地区の女性農業委員等の研修会が始良市であり、2名が出席予定です。  
23日が現地調査です。26日が第10回の農業委員会総会と年金の研修会を行う予定です。  
月例報告は以上です。
- 議長 他にないでしょうか。
- 事務局 皆さんにホッチキス止めしてお配りしました件について説明いたします。  
これについては鹿児島県農業会議より「農業委員等の綱紀粛正について」ということで文書が来ております。  
内容につきましては、鹿児島県ではないですが、他県で農業委員会の会長等が農業委員会総会での許可を得ずに、無断で転用等を行い贈収賄で逮捕された事案が2件あったということでその新聞記事になります。  
新聞記事については自宅に帰れられてから読んでいただければと思いますが、皆さんは特別地方公務員ですので、絶対こういうことが起こらないようお願いし今回お配りしました。私の方からは以上です。
- 議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局

以上で、令和元年度 第9回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時02分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 7 番 .....